

安芸市老朽住宅等除却事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家屋の倒壊及び火災等により周囲の住民に被害を及ぼす恐れのある老朽住宅や将来において利用する見込みのない空き家等の除却を行い、地域における住環境の整備改善及び地域の活性化を促進するため、安芸市老朽住宅等除却事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、補助金等の交付に関する規則(昭和30年規則第11号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 老朽住宅 主として居住の用に供される木造住宅でその構造が著しく不良であるため居住の用に供することが著しく不適当なもので、市長が別表第1に定める基準により老朽住宅として認めたものをいう。
- (2) 空き家住宅 安芸市老朽住宅等除却事業を実施しようとする際に使用されておらず、かつ、今後も居住の用に供される見込みのない住宅をいう。
- (3) 空き建築物 安芸市老朽住宅等除却事業を実施しようとする際に使用されておらず、かつ、今後も従来用途に供される見込みのない建築物をいう。
- (4) 老朽住宅等 老朽住宅、空き家住宅又は空き建築物をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 安芸市内の老朽住宅等の所有者であること。ただし、老朽住宅等の所有者と親子関係にある者等市長が特に認める者については、この限りではない。
- (2) 住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税(以下「市税等」という)及び高知県税を滞納していない者であること。
- (3) 高知県内の建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者に限る。)若しくは、解体工事業業者(建設工事にかかる資材の再資源化などに関する法律(平成12年法律第104号)第21条第1項の登録を受けて解体工事業を営むものに限る。)により除却工事を行う者(以下「登録事業者」という。)であること。
- (4) 別表第2に掲げるいずれにも該当しない者であること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は別表第3に定める要件を満たすものとする。

(補助対象経費及び補助金額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金額は

別表第3のとおりとする。

(事前調査)

第6条 第2条第1号に定める老朽住宅について補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助金交付の申請前に老朽住宅調査申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、当該住宅について現地調査を実施するものとする。

3 市長は、前項の審査及び調査の結果に基づき、市長が別表第3に定める補助要件により当該住宅が第2条第1号に定める老朽住宅に該当するか否かを判断し、第1項の申請を行った者に対して、老朽住宅調査結果通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、安芸市老朽住宅等除却事業補助金交付申請書(様式第3号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、第2条第1号に定める老朽住宅については、前条第3項の規定により補助対象建築物に該当する旨の通知があった補助対象者に限る。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときはその内容を審査し、補助金の交付が適当と認めるときは、安芸市老朽住宅等除却事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知し、補助金の交付が適当と認められないときは、安芸市老朽住宅等除却事業補助金交付却下通知書(様式第5号)により申請者に通知する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(交付申請の取下げ)

第9条 申請者は、第7条の規定により行った申請を取り下げるときは、安芸市老朽住宅等除却補助金交付申請取下申出書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、第7条の規定により行った申請の取下げがあった場合は、これをなかつたものとみなす。

(申請内容の変更)

第10条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、決定後に補助対象事業の内容を変更又は補助対象事業を中止しようとするときは、安芸市老朽住宅等除却事業補助金交付変更申請書(様式第7号)を提出しなければならない。

2 市長は前項の申請があったときは、変更内容について審査し適当と認めるときは、安芸市老朽住宅等除却事業補助金交付変更決定通知書(様式第8号)により、補助事業者へ通知し、適当と認められないときは、安芸市老朽住宅等除却事業補助金交付却下通知

書（様式第 5 号）により申請者に通知する。

（除却工事の完了報告）

第 11 条 補助事業者は、除却工事が完了したときは、速やかに安芸市老朽住宅等除却事業実績報告書（様式第 9 号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の確定）

第 12 条 市長は、前条の報告があったときは、内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは、安芸市老朽住宅等除却事業補助金確定通知書（様式第 10 号）により、補助事業者に通知する。

（補助金の請求及び支払い）

第 13 条 補助事業者は、前条の通知を受けたときは、安芸市老朽住宅等除却事業補助金交付請求書（様式第 11 号）により、請求するものとする。

2 補助事業者が、前項の補助金交付の請求をするに当たり、その請求及び受領を登録事業者に委任する場合は、補助金交付請求書に、交付決定を受けた補助金の代理受領等に係る委任状（様式第 12 号）を添付しなければならない。

3 市長は、第 1 項の請求に基づき補助金を支払う。

（交付決定の取消し）

第 14 条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金の交付に関して、付された条件に違反したとき。
- (3) 工事等の施工方法が不相当と認められるとき。
- (4) 提出した書類に虚偽の記載をしたとき。
- (5) 別表第 2 に掲げるいずれかに該当したとき。

2 市長は、前項の規定による交付決定の取消しを行ったときは、安芸市老朽住宅等除却事業補助金交付決定取消通知書（様式第 13 号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 15 条 市長は、補助金の交付を受けた者が、前条の第 1 号から第 5 号に該当すると判明した場合には、期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（報告及び検査）

第 16 条 市長は、補助金の交付の目的を達成するために、必要があると認めるときは、補助事業者に対し除却工事の実施について報告を求め、若しくは必要な指示を行うことができる。

（雑則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

住宅等の老朽度の測定基準表

評定区分		評定項目	評定内容	評点	最高評点
1	構造一般の程度	①基礎	イ 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	45
			ロ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20	
		②外壁	外壁の構造が粗悪なもの※	25	
2	構造の腐朽又は破損の程度	③基礎、土台、柱又ははり	イ 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25	100
			ロ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又破損があるもの等大修理を要するもの	50	
			ハ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100	
		④外壁※	イ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの※	15	
			ロ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの※	25	
		⑤屋根	イ 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15	
			ロ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下がったもの	25	
			ハ 屋根が著しく変形したもの	50	
		3	防火上又は避難上の構造の程度	⑥外壁	
ロ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの	20				
⑦屋根	屋根が可燃材料でふかされているもの			10	
4	排水設備	⑧雨水	雨樋がないもの	10	10

合計 点

（備考）一の評定項目につき該当評定内容が2又は3ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。

※界壁の構造や仕上げ材料の状況は、住宅等の内部に立ち入らないと判定できないため、対象としない。

別表第2（第3条、第14条関係）

- (1) 暴力団（安芸市暴力団排除条例（平成23年安芸市条例第6号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）であるとき。
- (2) 条例第12条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員であるとき。
- (4) 暴力団員がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表第3（第4条、第5条関係）

種別	老朽住宅	空き家住宅又は空き建築物
補助対象要件	<p>① 所有権以外の権利が設定されていないこと。ただし、権利者の同意を得た場合は、この限りでない。</p> <p>② 一戸建ての住宅、長屋、共同住宅又は店舗等併用住宅（自己の居住の用に供する部分の床面積が2分の1以上のものに限る。）で木造であること。</p> <p>③ 別表第1に規定する基準で100点以上の評点があるものであること。</p>	<p>① 所有権以外の権利が設定されていないこと。ただし、権利者の同意を得た場合は、この限りでない。</p> <p>② 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物であること。</p> <p>③ 除却後の跡地が1年以上地域活性化のための計画的利用に供されるものであること。</p>
補助対象経費	除却工事に要する費用	除却工事に要する費用
補助金額	補助対象経費又は当該老朽住宅の延べ床面積に1平方メートル当たり3万3,000円を乗じて得た額の、いずれか少ない方の金額の5分の4に相当する額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、1,675,000円を上限とする。	補助対象経費又は当該空き家住宅又は空き建築物の延べ床面積に1平方メートル当たり3万3,000円を乗じて得た額の、いずれか少ない方の金額の3分の2に相当する額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、1,675,000円を上限とする。